

## 特別支援教育推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市教育委員会は、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」(令和5年3月)を踏まえた千葉市における特別支援教育施策の着実な推進に関し、必要な審議・検討を行うため、特別支援教育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」の進行管理及び点検評価を行う。次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連続性のある多様な学び場の充実に関する事項
- (2) 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上に関する事項
- (3) 安心をつなぐ相談・連携体制の構築に関する事項

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は学校教育部長の、副会長は教育支援課長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じ、推進会議にワーキンググループを設置し、所掌事務に関し調査、報告等を行わせることができる。
- 7 会長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を召集し、報告並びに意見聴取を行わせることができる。

### (会議)

第4条 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、緊急の議題で会議を開くことができない場合には、委員に回議してこれに代えることができる。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、学校教育部教育支援課及び養護教育センターにおいて処理する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成24年4月1日に一部改正し施行する。  
平成26年4月1日に一部改正し施行する。  
平成27年4月1日に一部改正し施行する。  
平成29年4月1日に一部改正し施行する。  
平成30年10月1日に一部改正し施行する。  
令和2年4月1日に一部改正し施行する。  
令和5年4月1日に一部改正し施行する。

別表

学校教育部長
教育総務部 総務課長
企画課長
教育職員課長
学校施設課長
学校教育部 学事課長
教育改革推進課長
教育指導課長
教育支援課長
保健体育課長
教育センター所長
養護教育センター所長